

株主各位

東京都千代田区丸の内二丁目2番3号

古河機械金属株式会社

代表取締役 相馬信義
社長

第142回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第142回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席お差支えの場合には、書面により議決権を行使することができませんので、誠にお手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、平成21年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成21年6月26日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
当社会議室（丸の内仲通りビル3階）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第142期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第142期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | | 取締役7名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名に委任することができます。この場合は代理権を証する書面をご提出ください。

また、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.furukawakk.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告 (平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当期の我が国経済は、昨年秋以降、米国を震源地とする金融危機が世界的に広がり、影響は実体経済へと波及して、世界的な需要の減退と株式市場の暴落、為替の円高定着により景気は急速な悪化が続き、企業収益は大きく減少することとなりました。

このような厳しい経済環境の下、当社グループは、一層の経営効率化と徹底したコストダウンに注力し、生産調整による在庫削減に努めました。

当社グループの当期の連結業績は、売上高は1,618億57百万円（対前期比515億68百万円減）、営業利益は23億3百万円（対前期比121億4百万円減）となりました。売上高は金属部門を始め全部門で減収となり、営業利益は主として機械部門、金属部門の採算悪化により、大幅な減益となりました。経常利益は9億93百万円（対前期比119億46百万円減）となりました。特別利益には不動産流動化に係る匿名組合の事業終了に伴う匿名組合出資配当金39億62百万円、固定資産売却益25億98百万円他、計65億63百万円を計上し、特別損失には株価下落による投資有価証券評価損74億17百万円他、計101億76百万円を計上した結果、当期純損失は59億17百万円（前期は85億95百万円の利益）となりました。

当期末の総資産は主として受取手形および売掛金と投資有価証券の減等により対前期比110億21百万円減の1,883億61百万円となりました。借入金残高は924億74百万円（対前期比145億67百万円増）、純資産は当期純損失の計上等により対前期比96億88百万円減の457億42百万円となりました。

各部門の概況は次のとおりであります。

〔機械部門〕

産業機械部門においては、経営効率化の一環として、連結子会社である古河産機システムズ株式会社と古河大塚鉄工株式会社を平成20年4月1日付にて合併させました。産業機械製品については、官需は下水道向汚泥ポンプ、電気集じん機のオーバーホールの受注など順調に推移いたしました。年度後半に入ってから民需の落ち込みの影響で、減収となりました。産業機械製品の売上高は158億36百万円（対前期比14億94百万円減）、営業利益は7億67百万円（対前期比70百万円減）となりました。

ロックドリル製品については、国内は民需の落ち込みが大きく、大手レンタル業者からの引き合いもほぼ停止状態となり、ブレーカ、クローラドリルの売上は減少しました。また、海外売上も、主力のヨーロッパ市場全体で需要が急減し、米国市場でも販売不振を余儀なくされ、また、年度前半では好調だったアジア市場でも年度後半には販売が大きく落ち込みました。このため、在庫調整のために工場の操業度を落としたこともあり、採算は大きく悪化しました。ロックドリル製品の売上高は294億27百万円（対前期比80億69百万円減）、営業利益は2億55百万円（対前期比34億46百万円減）となりました。

ユニック製品は、低騒音、低燃費の環境配慮型製品であるU-can ECOシリーズが順調に市場へ浸透しておりますが、国内普通トラック登録台数が上期で対前年同期比85%、下期で62%と大きく落ち込み、国内販売は減少し、年度前半は好調だった輸出も年度後半には低迷しました。ユニック製品の売上高は173億75百万円（対前期比36億36百万円減）、営業利益は7億10百万円（対前期比15億87百万円減）となりました。

機械部門の売上高は626億39百万円（対前期比132億1百万円減）、営業利益は17億33百万円（対前期比51億3百万円減）となりました。

〔金属部門〕

電気銅の海外相場は鉱山でのストライキ等による供給障害の懸念を背景に、7月には史上最高値である8,985米ドル/トンまで上伸びましたが、金融不安を受けた需要減退懸念やLME在庫増を材料に8月以降下落基調をたどり、12月24日には平成16年12月以来の2,000米ドル台となる2,770米ドル/トンを記録、年明け1月と2月は各国の景気刺激策や経済指標、中国の需要動向をにらみながら一進一退し、3,100米ドル～3,500米ドル周辺のレンジ内で推移しました。3月に入り中国の需要増加期待を背景にようやく上昇基調に転じ、4,035米ドル/トンで期末の取引を終えました。国内建値も7月に100万円/トンを記録した後は下落に転じ、期末には43万円/トンとなり、年度平均では66万円/トン、対前期比26万円/トンの下落となりました。国内需要の落ち込みにより販売量は88,989トン（対前期比6,818トン減）で、買鉱条件の悪化による原料費の上昇

により採算は大きく悪化しました。金属部門の売上高は687億86百万円（対前期比287億33百万円減）、営業利益は23百万円（対前期比61億83百万円減）となりました。

〔電子化成品部門〕

高純度金属元素は、主用途のガリウム元素半導体が電子デバイス、光デバイスとも国内向けならびに輸出が全般的に低調で、特に第4四半期にはユーザーの大幅な生産調整により受注は激減し、また、結晶製品も半導体業界の不振の影響を強く受けました。船底塗料の防汚剤として使用されている亜酸化銅は造船需要が堅調な中、原料事情が悪化、生産見合いの販売となり銅価の下落もあり減収となりました。電子化成品部門の売上高は113億88百万円（対前期比38億87百万円減）、営業利益は2億6百万円（対前期比12億49百万円減）となりました。

〔不動産部門〕

不動産部門の売上高は堂島グランドビル（大阪市北区）の売却により減収となりましたが、主力の大阪ビルが順調に推移し、新規テナントの獲得による空室率の減少と経費削減に努めました。売上高は23億86百万円（対前期比3億71百万円減）、営業利益は7億6百万円（対前期比43百万円減）となりました。

〔燃料部門〕

燃料部門においては経営効率化の一環として、平成20年7月1日付で当社の燃料事業を会社分割により連結子会社である古河コマース株式会社へ承継させ、燃料事業の運営を一本化しました。採算確保と与信管理に慎重に取り組んだ結果、減収となりました。売上高は154億52百万円（対前期比52億82百万円減）、営業利益は2億2百万円（前期は貸倒引当金計上のため、4億30百万円の損失）となりました。

② 設備投資および資金調達の状況

当期は、古河ビルディング（東京都中央区）の取得に係る127億61百万円の支出の他、通常設備投資43億57百万円を実施いたしました。

当期中には増資あるいは社債発行による資金調達は行っておりません。

(2) 対処すべき課題

今後の我が国経済は、世界的な金融危機の深刻化や世界景気の一層の下振れ懸念、株式市場の変動の影響など、景気を更に下押しするリスクがあるものと思われ、予断を許さない厳しい状況が続くものと予想されます。

このような状況下、当社グループは、平成20年4月から中期経営計画（2008～2010年度）をスタートさせ、「成長への挑戦」を合言葉に、改めてメーカーとしての原点に立ち、ハイレベルの生産・販売・サービス体制を目指す「本格的なモ

ノづくり・仕組みづくり」を目指しております。

現在の経営環境は非常に厳しく、当社グループは更なる経営の効率化、コストダウンの徹底を図り、収益構造を改善してまいります。また、在庫圧縮に努めることで資金効率を向上させ、財務体質の強化を図ります。加えて、このような先行き不透明な状況における企業リスクに対する全般的なマネジメント力を強化させてまいります。

中期計画の初年度は非常に厳しいものとなりましたが、当社グループは一丸となって、この難局に立ち向かい、中期計画に盛り込まれた重点施策である、機械事業の海外展開の推進、次世代半導体材料である窒化ガリウムやルテチウムアルミニウムガーネット結晶等の開発と市場投入を確実に実行していく所存であります。

株主の皆様には、今後とも宜しくご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 財産および損益の状況

区 分	平成17年度 第139期	平成18年度 第140期	平成19年度 第141期	平成20年度 第142期 (当連結会計年度)
売 上 高	百万円 181,937	百万円 200,749	百万円 213,426	百万円 161,857
経 常 利 益	百万円 10,967	百万円 15,613	百万円 12,940	百万円 993
当期純利益又は 当期純損失(△)	百万円 5,309	百万円 17,554	百万円 8,595	百万円 △5,917
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	円 銭 13 12	円 銭 43 42	円 銭 21 26	円 銭 △14 64
総 資 産	百万円 213,046	百万円 217,027	百万円 199,383	百万円 188,361

- (注) 1. 平成18年度は、銅、金、銀価格の高騰に伴う金属部門の増収により、全体の売上高は増加しました。経常利益の増加は、主として買鉱条件の改善に伴う金属部門の増益によるものです。当期純利益は、繰延税金資産の計上により法人税等調整額が利益となったこと等により、175億円となりました。
2. 平成19年度は、銅価が高水準を維持したことと出荷増となったことおよびロックドリル製品の海外出荷が好調であったこと等により増収となりました。経常利益は、ロックドリル製品の出荷好調と産業機械製品の採算改善により増加したものの、金属部門において買鉱条件が悪化したことにより減少しました。当期純利益は、豪州銅製錬関連利益、固定資産除売却損等の計上により85億円となりました。
3. 平成20年度につきましては、前記(1)「当事業年度の事業の状況」に記載のとおりであります。

(4) 重要な子会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
古河産機システムズ株式会社	300百万円	100%	一般産業機械の製造販売、建設工事業
古河ロックドリル株式会社	400百万円	100%	さく岩機他の製造販売
古河ユニック株式会社	200百万円	100%	ユニッククレーン（車両搭載型クレーン）他の製造販売
古河メタルリソース株式会社	100百万円	100%	非鉄金属の製造販売
古河電子株式会社	300百万円	100%	電子材料の製造販売
古河ケミカルズ株式会社	300百万円	100%	化学工業品の製造販売
古河コマース株式会社	95百万円	100%	石油製品他の仕入販売

(注) 1. 親子会社の判定は議決権比率によるため、出資比率として、議決権比率を記載しました。

2. 出資比率には、間接所有割合を含んでおります。

(5) 主要な事業内容（平成21年3月31日現在）

当社グループは、機械事業、非鉄金属製錬業、電子化成品事業、不動産事業、燃料事業等を主な事業としております。事業部門別の主要な商品、サービス等は次のとおりであります。

部 門	製 品 名 等
機 械	産業機械 電気集じん機、気流式乾燥機、環境リサイクル設備、荷役設備、スラリーポンプ、上下水処理場用汚泥ポンプ、ポンプ設備工事、破碎機、粉碎機、分級機、造粒機、気流式微粉末製造機、鋼橋梁、大型鋼構造物、立体駐車装置、耐熱・耐摩耗铸件等
	ロックドリル 油圧ブレイカ、油圧圧砕機、空圧・油圧クローラドリル、ダウンザホールドリル、トンネルドリルジャンボ、鉱山用ドリルジャンボ、油圧開孔機、小型空圧さく岩機等
	ユニック 車両搭載型クレーン、車両搬送用キャリア等
金 属	銅、金、銀、硫酸等
電 子 化 成 品	高純度金属ヒ素、結晶製品、窒化アルミセラミックス、レーザー用レンズ・ミラー、ノイズフィルター用コイル・コア、酸化チタン、硫酸、亜酸化銅、ポリ硫酸第二鉄溶液等
不 動 産	不動産取引業、賃貸業等
燃 料	石油製品、LPG等

(6) 主要な営業所および工場（平成21年3月31日現在）

当 社	本 社	東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
	営業拠点	東京都中央区、大阪市北区、札幌市北区、仙台市青葉区、名古屋市中村区、福岡市中央区
	研 究 所	技術研究所（日野市）、素材総合研究所（つくば市）
古河産機システムズ株式会社 (産業機械)	本 社	東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
	営業拠点	大阪市北区、札幌市北区、仙台市青葉区、名古屋市中村区、福岡市中央区
	工 場	小山工場（小山市）、栃木工場（栃木市）
古河ロックドリル株式会社 (ロックドリル)	本 社	東京都中央区日本橋室町二丁目3番14号
	営業拠点	札幌市白石区、名取市、高崎市、川口市、小牧市、大阪市西淀川区、広島市安佐南区、福岡県糟屋郡篠栗町
	工 場	高崎吉井工場（高崎市、群馬県多野郡吉井町）
古河ユニック株式会社 (ユニック)	本 社	東京都中央区日本橋室町二丁目3番14号
	営業拠点	大阪市西淀川区、新潟市中央区
	工 場	佐倉工場（佐倉市）
古河メタルリソース株式会社 (金属)	本 社	東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
古河電子株式会社 (電子化成品)	本 社	福島県いわき市好間町上好間字小館20番地
	営業拠点	東京都千代田区
	工 場	いわき工場（いわき市）、半導体素材分工場（日光市）、光学部品分工場（春日部市）
古河ケミカルズ株式会社 (電子化成品)	本 社	大阪府大阪市西淀川区大野三丁目7番196号
	営業拠点	東京都千代田区、大阪市北区
	工 場	大阪工場（大阪市西淀川区）
古河コマース株式会社 (燃料)	本 社	東京都中央区日本橋室町二丁目3番14号
	営業拠点	大阪市北区、仙台市青葉区

(注) 当社技術研究所は、平成21年5月28日付でつくば市に移転しました。

(7) 使用人の状況（平成21年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増△減
機械	1,581 ^名	25 ^名
金属	84	7
電子化成品	268	△4
不動産	34	△5
燃料	33	△16
その他	122	△3
全社（共通）	168	0
合計	2,290	4

(注) 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の部門に区分できない管理部門等に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
196名	△14名	43年2月	16年0月

(8) 主要な借入先の状況（平成21年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほコーポレート銀行	26,719百万円
朝日生命保険相互会社	15,085
中央三井信託銀行株式会社	8,850
株式会社三井住友銀行	7,734
株式会社常陽銀行	4,531

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成21年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 800,000,000株
- ② 発行済株式の総数 404,455,680株（内自己株式283,139株）
- ③ 株主数 38,226名（前期末比357名増）
- ④ 大株主（10名）

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社	27,923千株	6.90%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4G）	15,305	3.78
清 和 綜 合 建 物 株 式 会 社	15,034	3.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	14,549	3.59
株 式 会 社 損 害 保 険 ジ ャ パ ン	13,810	3.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	12,500	3.09
中 央 不 動 産 株 式 会 社	11,827	2.92
富 士 通 株 式 会 社	9,617	2.37
古 河 電 気 工 業 株 式 会 社	8,777	2.17
富士電機ホールディングス株式会社	8,620	2.13

（注）出資比率は自己株式（283,139株）を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状 況

① 取締役および監査役の状況（平成21年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	他の法人等の代表状況等
代表取締役会長	吉 野 哲 夫		
代表取締役社長	相 馬 信 義		
専 務 取 締 役	山 下 南 海 男	専 務 執 行 役 員	
常 務 取 締 役	小長谷 保 平	常 務 執 行 役 員	古河電子株式会社 代表取締役社長 いわき半導体株式会社 代表取締役副社長
常 務 取 締 役	塩 飽 博 以	常 務 執 行 役 員	
常 務 取 締 役	加 藤 洋 一 郎	常 務 執 行 役 員	古河ロックドリル株式会社 代表取締役社長
取 締 役	古 河 潤 之 助		古河林業株式会社 代表取締役会長
取 締 役	座 間 学	上 級 執 行 役 員	
取 締 役	江 本 善 仁	上 級 執 行 役 員	古河メタルリソース株式会社 代表取締役社長
常 勤 監 査 役	大 沼 良 次		
常 勤 監 査 役	宮 田 雅 文		
監 査 役	石 原 民 樹		
監 査 役	友 常 信 之		弁護士
監 査 役	佐 藤 美 樹		朝日生命保険相互会社 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役古河潤之助氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役石原民樹氏、監査役友常信之氏および監査役佐藤美樹氏は、社外監査役であります。
 3. 常勤監査役大沼良次氏は、当社の経理部に昭和54年2月から平成7年10月にかけて、通算12年間在籍し、決算手続ならびに財務諸表等の作成に従事していたことから、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(ご参考)

執行役員の役職・氏名および担当業務は次のとおりであります(※は取締役であります。)

※専務執行役員	山下 南海男	古河産機システムズ㈱、古河ユニック㈱、資材部
※常務執行役員	小長谷 保平	古河電子㈱、古河ケミカルズ㈱
※常務執行役員	塩飽 博以	経理部、監査室
※常務執行役員	加藤 洋一郎	古河ロックドリル㈱
※上級執行役員	座間 学	財務部
※上級執行役員	江本 善仁	古河メタルリソース㈱、古河コマース㈱
上級執行役員	中村 晋	古河ユニック㈱
執行役員	才津 武二	不動産本部
執行役員	中川 敏一	企画推進室
執行役員	松本 敏雄	システム部
執行役員	富山 安治	古河産機システムズ㈱
執行役員	碓井 彰	研究開発本部
執行役員	宮川 尚久	人事総務部
執行役員	加藤 富美夫	古河ケミカルズ㈱
執行役員	幸崎 雅弥	法務部、環境保安管理部

② 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役	9名	112百万円
監 査 役	6	33
合 計 (うち社外役員)	15 (5)	146 (23)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第140回定時株主総会において年額3億円以内(うち社外取締役2,000万円以内、ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第140回定時株主総会において年額6,000万円以内(うち社外監査役2,000万円以内)と決議いただいております。
4. 当事業年度末現在の取締役は9名(うち社外取締役は1名)、監査役は5名(うち社外監査役3名)であります。上記の監査役の員数と相違しておりますのは、平成20年6月27日開催の第141回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名が含まれているためであります。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）および当社グループと当該他の会社との関係

- ・取締役古河潤之助氏は、古河林業株式会社の代表取締役を兼任しておりますが、同社と当社との間に重要な取引関係はありません。
- ・監査役佐藤美樹氏は、朝日生命保険相互会社の代表取締役社長を兼任しております。なお、当社グループは同社との間に資金の借入れの取引関係があります。

ロ. 他の会社の社外役員の兼任状況

- ・取締役古河潤之助氏は、横浜ゴム株式会社および朝日生命保険相互会社の社外監査役ならびに株式会社インターネットイニシアティブの社外取締役であります。
- ・監査役石原民樹氏は、日本ゼオン株式会社および富士通株式会社の社外監査役であります。
- ・監査役友常信之氏は、株式会社茨城銀行の社外監査役であります。
- ・監査役佐藤美樹氏は、日本ピストンリング株式会社の社外監査役であります。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役古河潤之助氏は、当事業年度開催の取締役会16回のうち14回に出席し、長く経営者として企業経営に携わってきた経験に基づき発言を行っております。
- ・監査役石原民樹氏は、当事業年度開催の取締役会16回のうち12回に出席し、また監査役会8回のうち7回に出席し、金融機関および不動産会社の経営者として企業経営に携わってきた経験に基づき発言を行っております。
- ・監査役友常信之氏は、平成20年6月27日開催の第141回定時株主総会にて就任以降開催の取締役会13回すべてに、また監査役会5回すべてに出席し、これまでの弁護士としての活動における経験に基づき発言を行っております。
- ・監査役佐藤美樹氏は、平成20年6月27日開催の第141回定時株主総会にて就任以降開催の取締役会13回すべてに、また監査役会5回すべてに出席し、金融機関の経営者としての経験に基づき発言を行っております。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

- ・当社と社外取締役古河潤之助氏ならびに社外監査役石原民樹氏、社外監査役友常信之氏および社外監査役佐藤美樹氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を各々締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金500万円または法令が定める額のいずれか高い額です。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 新日本有限責任監査法人

(注) 新日本監査法人は、平成20年7月1日付で有限責任監査法人に移行したことから、新日本有限責任監査法人となりました。

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	57百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	57

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が互選により定めた監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・「古河機械金属グループ企業行動憲章」および「古河機械金属グループ役員行動基準」を定め、取締役および使用人がコンプライアンスの重要性を認識して業務に当たるようその実践に努める。
- ・当社グループにおけるコンプライアンスの実践は、「危機管理・コンプライアンス委員会」が統括し推進する。
- ・コンプライアンス違反に対しては、コンプライアンス規程に基づき厳正に対処する。内部通報については、実効性のある運用に努める。
- ・取締役および使用人の業務執行の適法性を確保するため、会社法等の法令および定款に適合した取締役会規程等の規程を制定し、適切に運用する。

- ・金融商品取引法に基づく「内部統制報告制度」の適用に当たっては、財務報告の信頼性確保のため、管理運営の統括部署を経理部、評価担当部署を監査室とし、財務報告に係る内部統制の整備、運用および評価を進める。
 - ・反社会的勢力に対しては、一切関係を持たず、不正な行為には毅然とした態度で対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ・取締役会、経営会議等の議事録、回議書等の取締役の職務執行に係る文書については、法令および社内規程等に基づき保存、管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・リスク管理を会社の事業活動を行ううえでの重要な事項と認識し、事業活動におけるリスク状況の把握と検討を行うとともに、リスクの未然防止、発生したリスクへの対処・是正等に取り組む。
 - ・危機管理およびコンプライアンスについては、「危機管理・コンプライアンス委員会」において基本方針の策定、体制の整備等について総合的な検討を行い、環境保全、製品安全等に関しては、それぞれ委員会を設け審議検討する。
 - ・環境問題については、環境保全行動方針のもと積極的に取り組み、環境保安管理部が環境保全監査を実施する。
 - ・事業活動上のリスク対応と管理の有効性を確保するため、監査室がリスク管理体制に関する内部監査を実施する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・執行役員制を採用し、意思決定の迅速化と責任の明確化を図り、効率的な経営を進める。重要な経営事項については、取締役会規程、経営会議規程およびグループ事務取扱規程に基づき、その重要性に応じて取締役会、経営会議において、審議、決議するほか、回議書等により決定する。
 - ・取締役会において決定された経営計画のもと、取締役および使用人はその目標達成のため業務を執行し、取締役会、経営役員会においてその執行状況を適時報告する。
- ⑤ 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・グループ会社は、取締役会規程等を定めて業務執行の適法性を確保し、重要な経営事項については、グループ事務取扱規程等に基づき、重要性に応じて当社の取締役会、経営会議に附議する。
 - ・中核事業会社については、各社の社長は当社経営役員会において業務執行の報告を行うこととし、また業務の適正を確保するため、当社監査室による監査を実施する。

- ・グループ会社ならびにその役職員に対しても「古河機械金属グループ企業行動憲章」および「古河機械金属グループ役職員行動基準」を遵守するよう求め、各社にコンプライアンス責任者をおいてその推進に努める。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
- ・監査役による監査を補助するため、監査役会事務局を設置し、その事務局員の人事については、事前に監査役と協議する。
- ⑦ 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会、経営会議、経営役員会等の重要な会議に監査役が出席するものとし、監査役に対し議事録や回議書等の重要な文書を回付する。
 - ・監査役は、取締役、執行役員等に対し必要に応じて業務執行に関する報告を求めるほか、当社およびグループ会社の事業所の業務調査を実施する。
 - ・監査役は、会計監査人に監査内容について随時報告を求めるほか、監査室からは監査の結果につき報告を受けるなど、会計監査人および監査室との連携を図る。

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円、単位未満切捨表示)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	77,509	流 動 負 債	64,275
現金及び預金	19,349	支払手形及び買掛金	16,560
受取手形及び売掛金	19,542	短期借入金	31,312
商品及び製品	13,034	リース債務	100
仕掛品	6,370	未払法人税等	827
原材料及び貯蔵品	9,670	繰延税金負債	30
繰延税金資産	772	賞与引当金	122
その他	9,194	その他	15,322
貸倒引当金	△424	固 定 負 債	78,343
固 定 資 産	110,851	長期借入金	61,162
有 形 固 定 資 産	84,082	リース債務	418
建物及び構築物	16,464	繰延税金負債	7,098
機械装置及び運搬具	7,899	再評価に係る繰延税金負債	3,030
土地	56,160	退職給付引当金	1,380
リース資産	492	その他の引当金	84
建設仮勘定	308	その他	5,169
その他	2,757	(負債合計)	142,619
無 形 固 定 資 産	211	純 資 産 の 部	
投 資 其 他 の 資 産	26,557	株 主 資 本	44,551
投資有価証券	19,240	資本金	28,208
長期貸付金	1,396	利益剰余金	16,386
繰延税金資産	14	自己株式	△43
その他	7,559	評価・換算差額等	33
貸倒引当金	△1,653	その他有価証券評価差額金	△2,076
資 産 合 計	188,361	繰延ヘッジ損益	△137
		土地再評価差額金	3,673
		為替換算調整勘定	△1,426
		少数株主持分	1,156
		(純資産合計)	45,742
		負債・純資産合計	188,361

連結損益計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円、単位未満切捨表示)

科 目	金 額
売 上 高	161,857
売 上 原 価	143,651
売 上 総 利 益	18,206
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	15,903
営 業 利 益	2,303
営 業 外 収 益	1,682
受 取 配 当 金	531
そ の 他	1,151
営 業 外 費 用	2,992
支 払 利 息	1,728
休 鉱 山 管 理 費	531
そ の 他	732
経 常 利 益	993
特 別 利 益	6,563
固 定 資 産 売 却 益	2,598
匿 名 組 合 出 資 配 当 金	3,962
そ の 他	2
特 別 損 失	10,176
固 定 資 産 除 売 却 損	805
投 資 有 価 証 券 評 価 損	7,417
テ ナ ン ト 退 去 補 償 関 連 費 用	1,305
そ の 他	647
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 (△)	△2,618
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,046
法 人 税 等 調 整 額	2,177
少 数 株 主 利 益	74
当 期 純 損 失 (△)	△5,917

連結株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円、単位未満切捨表示)

	株 主 資 本			
	資 本 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成20年3月31日残高	28,208	24,629	△35	52,802
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当	—	△2,425	—	△2,425
当期純損失(△)	—	△5,917	—	△5,917
自己株式の取得	—	—	△8	△8
土地再評価差額金の取崩	—	100	—	100
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計	—	△8,242	△8	△8,250
平成21年3月31日残高	28,208	16,386	△43	44,551

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					少数株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成20年3月31日残高	△1,199	146	3,774	△1,222	1,499	1,129	55,430
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△2,425
当期純損失(△)	—	—	—	—	—	—	△5,917
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△8
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	—	—	100
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△876	△284	△100	△204	△1,465	27	△1,438
連結会計年度中の変動額合計	△876	△284	△100	△204	△1,465	27	△9,688
平成21年3月31日残高	△2,076	△137	3,673	△1,426	33	1,156	45,742

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1-1 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 34社
- (2) 連結子会社の名称

古河産機システムズ(株)、古河ロックドリル(株)、古河ユニック(株)、古河メタルリソース(株)、古河電子(株)、古河ケミカルズ(株)、古河コマース(株)、群馬環境リサイクルセンター(株)、古河キャストック(株)、足尾さく岩機(株)、テイクル(株)、FRDいわき(株)(旧 古河プラント建設(株))、ガーグラール・インダストリーズ、Inc.、フルカワ・マシナリーCorp.、フルカワ・ロック・ドリル・ヨーロッパB.V.、フルカワ・ロック・ドリル・コリアCo.,Ltd.、古河鑿岩機械(上海)有限公司、ユニック関東販売(株)、ユニック東北販売(株)、ユニック九州販売(株)、フルカワ・ユニック(タイランド)Co.,Ltd.、泰安古河机械有限公司、泰安古河随車起重機有限公司、フルカワ・サービシズS.A.S.i.L.、足尾建設(株)、足尾製錬(株)、大分鉱業(株)、ポート・ケンブラ・カパーPty.Ltd.、(株)ウエルネス、仙島実業(株)、いわき興産(株)、西部炭鉱(株)、新大峰炭鉱(株)、古河運輸(株)

前連結会計年度に比べて連結子会社の数は、設立により1社増加、合併により1社減少しております。

- (3) 主要な非連結子会社の名称等
該当はありません。

1-2 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した非連結子会社および関連会社
いわき半導体(株)他5社に対する投資について、持分法を適用しております。
- (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社
ユニック静岡販売(株)他5社は、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に与える影響が軽微でありかつ全体として重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

1-3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、次の各社の決算日は12月31日であります。連結計算書類作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

ガーグラール・インダストリーズ、Inc.、フルカワ・マシナリーCorp.、フルカワ・ロック・ドリル・ヨーロッパB.V.、フルカワ・ロック・ドリル・コリアCo.,Ltd.、古河鑿岩機械(上海)有限公司、フルカワ・ユニック(タイランド)Co.,Ltd.、泰安古河机械有限公司、泰安古河随車起重機有限公司、フルカワ・サービシズS.A.S.i.L.、ポート・ケンブラ・カパーPty.Ltd.

1-4 会計処理基準に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの…決算期末日前1か月の市場価格等の平均に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの…移動平均法による原価法

- ② デリバティブ……………時価法

- ③ たな卸資産……………銅関係たな卸資産は、移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）により評価しております。その他のたな卸資産は、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）により評価しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	5年～60年
機械装置及び運搬具	2年～22年

(追加情報)

提出会社及び一部の連結子会社は、平成20年度の法人税法の改正に伴い、資産の利用状況を勘案し、耐用年数の見直しを行った結果、当連結会計年度より機械装置の耐用年数を変更しております。これによる損益への影響は軽微であります。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

- ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金

連結子会社の一部が、支給見込額に基づき計上しております。

- ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

- ① 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、在外子会社の決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

② ヘッジ会計の処理

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約は振当処理を、金利スワップ特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を適用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	: 外貨建資産・負債及び外貨建予定取引
金利スワップ	: 借入金（変動利率）
商品先渡取引	: たな卸資産

ハ. ヘッジ方針

実需に基づいた為替予約及び発生金利の元本残高に基づいた金利スワップを行っております。

たな卸資産の商品価格変動リスクを回避する目的で、商品先渡取引を実施しております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象の資産・負債に関する重要な条件が同一であることを確認しております。金利スワップについては、特例処理の要件を満たしていることを確認しております。

商品先渡取引については、毎月、ヘッジ対象物とヘッジ取引の取引量が一致するように管理しております。

③ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

④ のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

⑤ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

1-5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

1-6 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、銅関係たな卸資産は、移動平均法による原価法、その他のたな卸資産は、主として総平均法による原価法によっておりましたが、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）が適用されたことに伴い、銅関係たな卸資産は、移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、その他のたな卸資産は、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。これにより、従来の方法によった場合と比べ、当連結会計年度の営業利益及び経常利益は579百万円減少し、税金等調整前当期純損失は611百万円増加しております。

(2) 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

当連結会計年度より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。これによる損益への影響はありません。

(3) 「リース取引に関する会計基準」の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。これによる総資産への影響は軽微であり、損益への影響はありません。

2. 連結貸借対照表に関する注記

2-1 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	3,269百万円
機械装置及び運搬具	136百万円
土地	16,180百万円
投資有価証券	645百万円
計	20,232百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	30百万円
長期借入金（1年以内返済予定分を含む）	2,177百万円
計	2,207百万円

2-2 有形固定資産の減価償却累計額 60,318百万円

2-3 保証債務、手形遡及債務

保証債務	3,725百万円
裏書手形	443百万円

2-4 土地の再評価

提出会社において「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該評価差額のうち税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて合理的な調整を行って算定する方法によっております。

・再評価を行った年月日 平成14年3月31日

・同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回った場合の差額

1,609百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

3-1 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式

404,455,680株

3-2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,414	3.5	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年11月6日 取締役会	普通株式	1,010	2.5	平成20年9月30日	平成20年12月8日
計	—	2,425	—	—	—

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
平成21年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項
を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 606百万円
- ② 1株当たり配当額 1.5円
- ③ 基準日 平成21年3月31日
- ④ 効力発生日 平成21年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

4. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額
- (2) 1株当たり当期純損失(△)

110円31銭

△14円64銭

5. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円、単位未満切捨表示)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	30,626	流 動 負 債	43,602
現 金 及 び 預 金	12,849	短 期 借 入 金	12,656
売 掛 金	364	1年以内返済予定の長期借入金	17,776
貯 蔵 品	170	リ ー ス 債 務	4
前 払 費 用	82	未 払 金	4,825
繰 延 税 金 資 産	495	未 払 費 用	1,347
短 期 貸 付 金	9,009	未 払 法 人 税 等	732
未 収 入 金	5,023	前 受 金	159
未 収 還 付 法 人 税 等	787	預 り 金	6,075
前 払 退 職 給 付 費 用	1,688	そ の 他	26
そ の 他	155		
固 定 資 産	114,452	固 定 負 債	68,236
有 形 固 定 資 産	34,676	長 期 借 入 金	60,233
建 物	4,817	リ ー ス 債 務	13
構 築 物	690	繰 延 税 金 負 債	666
機 械 及 び 装 置	1,507	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	3,030
車 両 運 搬 具	2	金 属 鉱 業 等 鉱 害 防 止 引 当 金	66
工 具、器 具 及 び 備 品	241	長 期 未 払 金	3,216
鉱 業 用 地	1,994	受 入 敷 金 保 証 金	1,009
一 般 用 地	23,375		
リ ー ス 資 産	16	(負 債 合 計)	111,838
建 設 仮 勘 定	194		
山 林	1,836	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	42	株 主 資 本	31,643
投 資 そ の 他 の 資 産	79,733	資 本 金	28,208
投 資 有 価 証 券	14,218	利 益 剰 余 金	3,478
関 係 会 社 株 式	28,521	利 益 準 備 金	667
出 資 金	216	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,810
関 係 会 社 出 資 金	842	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	1,614
長 期 貸 付 金	1,393	繰 越 利 益 剰 余 金	1,196
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	30,088	自 己 株 式	△43
長 期 滞 留 債 権	1,470	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,597
長 期 前 払 費 用	628	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△2,076
前 払 退 職 給 付 費 用	3,897	土 地 再 評 価 差 額 金	3,673
そ の 他	1,253		
貸 倒 引 当 金	△2,797	(純 資 産 合 計)	33,240
資 産 合 計	145,079	負 債 ・ 純 資 産 合 計	145,079

損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円、単位未満切捨表示)

科 目	金 額
売 上 高	15,696
売 上 原 価	6,649
売 上 総 利 益	9,046
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,070
営 業 利 益	5,976
営 業 外 収 益	2,847
受 取 利 息	831
受 取 配 当 金	515
為 替 差 益	1,058
そ の 他	441
営 業 外 費 用	2,375
支 払 利 息	1,366
休 鉱 山 管 理 費	593
そ の 他	416
経 常 利 益	6,447
特 別 利 益	6,543
固 定 資 産 売 却 益	2,578
匿 名 組 合 出 資 配 当 金	3,962
そ の 他	2
特 別 損 失	9,951
固 定 資 産 除 却 損	759
投 資 有 価 証 券 評 価 損	7,368
テナント退去補償関連費用	1,305
そ の 他	517
税 引 前 当 期 純 利 益	3,039
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,659
法 人 税 等 調 整 額	1,119
当 期 純 損 失 (△)	△740

株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から)
(平成21年3月31日まで)

(単位：百万円、単位未満切捨表示)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	利 益		剰 余 金			利益剰余 金合計		
		利 準 備 金	益	そ の 他	利 益	剰 余 金			
平成20年3月31日残高	28,208	425	5	—	6,112	6,543	△35	34,716	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当	—	242	—	—	△2,667	△2,425	—	△2,425	
当期純損失(△)	—	—	—	—	△740	△740	—	△740	
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△8	△8	
固定資産圧縮特別勘定積立金	—	—	△5	5	—	—	—	—	
固定資産圧縮積立金	—	—	—	1,608	△1,608	—	—	—	
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	—	100	100	—	100	
株主資本以外の項目の事業年度 中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	242	△5	1,614	△4,916	△3,064	△8	△3,072	
平成21年3月31日残高	28,208	667	—	1,614	1,196	3,478	△43	31,643	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額	評 価 ・ 換 算 差 額 等	
平成20年3月31日残高	△1,492	3,774	2,281	36,997
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△2,425
当期純損失(△)	—	—	—	△740
自己株式の取得	—	—	—	△8
固定資産圧縮特別勘定積立金	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金	—	—	—	—
土地再評価差額金の取崩	—	—	—	100
株主資本以外の項目の事業年度 中の変動額(純額)	△583	△100	△684	△684
事業年度中の変動額合計	△583	△100	△684	△3,757
平成21年3月31日残高	△2,076	3,673	1,597	33,240

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1-1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…決算期末日前1か月の市場価格等の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…移動平均法による原価法

1-2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産・無形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法を採用しております。

(追加情報)

平成20年度の法人税法の改正に伴い、資産の利用状況を勘案し、耐用年数の見直しを行った結果、当事業年度より機械装置の耐用年数を変更しております。これによる損益への影響は軽微であります。

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

1-3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、当事業年度末においては年金資産見込額が退職給付引当金残高を超過しているため、その超過額を前払退職給付費用として資産の部に計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれの発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(3) 金属鉱業等鉱害防止引当金

特定施設の使用の終了後における鉱害の防止に要する費用の支出に備えるため、金属鉱業等鉱害対策特別措置法の規定による積立金相当額を計上しております。

1-4 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。金利スワップ特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を適用しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

1-5 重要な会計方針の変更

(1) 「リース取引に関する会計基準」の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。これによる総資産への影響は軽微であり、損益への影響はありません。

(2) 受取配当金の表示区分の変更

従来、当社は事業持株会社として子会社の指導・管理事業とともに不動産事業及び燃料事業を主たる事業としていたことから、受取配当金については営業外収益として処理しておりましたが、平成20年7月1日付で燃料事業を100%子会社である古河コマース株式会社に吸収分割したことから、前事業年度までの事業持株会社からより純粋持株会社に近い業態へと大きく変化し、子会社からの受取配当金が主たる事業活動に基づいて発生することとなったことに鑑み、会社の実態をより適切に表示するため、当事業年度より売上高に含めて計上する方法に変更しました。これにより、従来の方法によった場合と比べ、営業利益は3,400百万円増加しておりますが、経常利益及び当期純損失に与える影響はありません。

2. 貸借対照表に関する注記

2-1 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	2,448百万円
構築物	2百万円
鉱業用地及び一般用地	4,927百万円
投資有価証券	645百万円
計	8,024百万円

(2) 担保に係る債務

長期借入金（1年以内返済予定分を含む）	2,077百万円
計	2,077百万円

上記のほか、一部子会社の工場財団の担保提供を受けております。なお、子会社の工場財団を組成している簿価は11,712百万円であり、当該担保に係る債務850百万円は、上記の長期借入金に含めて表示しております。

2-2 有形固定資産の減価償却累計額 14,664百万円

2-3 保証債務

保証債務 8,669百万円

2-4 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	10,216百万円
長期金銭債権	1,515百万円
短期金銭債務	8,221百万円
長期金銭債務	26百万円

2-5 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該評価差額のうち税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて合理的な調整を行って算定する方法によっております。

・再評価を行った年月日 平成14年3月31日

・同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回った場合の差額

1,609百万円

2-6 退職一時金制度及び適格退職年金制度に基づく退職給付引当金の期末残高（年金資産のうち、退職給付引当金に相当する金額を含む）の内訳は以下のとおりであります。

（単位：百万円、単位未満切捨表示）

	退職一時金	適格退職年金	合計
退職給付引当金	8,302	2,888	11,190
退職給付信託の年金資産	△12,810	△3,965	△16,776
前払退職給付費用（純額）	△4,507	△1,077	△5,585

3. 損益計算書に関する注記

3-1 当社は平成20年7月1日付をもって燃料事業を吸収分割の手法により100%子会社である古河コマース株式会社に移転しております。

当事業年度における売上高には、当事業としての不動産事業に係る売上高の他、中核事業会社からのグループ運営収入及び子会社からの受取配当金が含まれております。

3-2 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 9,437百万円

仕入高 302百万円

営業取引以外の取引による取引高 1,213百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 283,139株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、関係会社株式、退職給付引当金、投資有価証券であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、退職給付信託設定益であります。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、ソフトウェア等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

7-1 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	古河産機システムズ株式会社	所有 直接100.0%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注3)	—	関係会社長期貸付金	3,166
				利息の受取 (注3)	87	未収入金	—
	古河ロックドリル株式会社	所有 直接94.7% 間接5.3%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注2, 3)	—	短期貸付金	5,850
				資金の貸付 (注3)	—	関係会社長期貸付金	6,850
				利息の受取 (注3)	191	未収入金	—
				資金の貸付 (注2, 3)	—	短期貸付金	1,507
	古河ユニック株式会社	所有 直接100.0%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注3)	—	関係会社長期貸付金	6,300
				利息の受取 (注3)	167	未収入金	—
	古河メタルリソース株式会社	所有 直接100.0%	資金の援助 役員の兼任	資金の預かり (注2, 3)	—	預り金	3,949
				債務保証 (注4)	4,465	—	—
			保証料の受取 (注4)	9	未収入金	2	
古河電子株式会社	所有 直接100.0%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注3)	—	関係会社長期貸付金	3,797	
			利息の受取 (注3)	97	未収入金	—	
古河ケミカルズ株式会社	所有 直接100.0%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注3)	—	関係会社長期貸付金	5,816	
			利息の受取 (注3)	149	未収入金	—	

取引条件及び取引の決定方針等

(注1) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(注2) 当社は、キャッシュ・マネージメント・システム（以下CMS）を導入しておりますが、CMSを用いた資金取引について取引の内容ごとに取り引金額を集計することは困難であるため、期末残高のみを表示しております。

(注3) 子会社への貸付及び子会社からの預かりについては、市場金利を勘案して合理的に利率を決定しております。

(注4) 古河メタルリソース(株)の仕入債務に対して、債務保証を行ったものであり、年率0.2%の保証料を受領しております。

7-2 役員及び個人株主等

(単位：百万円)

属性	氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者	佐藤 美樹	—	当社監査役	資金の借入 (注4)	7,595	長期借入金 (注5)	15,085

取引条件及び取引の決定方針等

(注1) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(注2) 上記の取引は、佐藤美樹氏が第三者（朝日生命保険(相)：当社の議決権の6.9%を保有）の代表者として行った取引であります。

(注3) 佐藤美樹氏は当社監査役に平成20年6月27日付で就任いたしました。取引の内容については平成20年6月から平成21年3月までの取引について、また残高については平成21年3月31日現在残高を記載しております。

(注4) 資金の借入れについては、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注5) 1年以内返済予定分を含んでおります。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	82円24銭
1株当たり当期純損失(△)	△1円83銭

独立監査人の監査報告書

平成21年5月15日

古河機械金属株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神谷和彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	向川政序 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小野木幹久 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、古河機械金属株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、古河機械金属株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年5月15日

古河機械金属株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神谷和彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 向川政序 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小野木幹久 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、古河機械金属株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第142期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
追記情報

重要な会計方針の変更に記載の通り、会社は子会社からの受取配当金の表示区分を営業外収益から売上高へ変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第142期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において重要な欠陥はない旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月20日

古河機械金属株式会社 監査役会

常勤監査役 大沼良次 ㊟

常勤監査役 宮田雅文 ㊟

監査役 石原民樹 ㊟

監査役 友常信之 ㊟

監査役 佐藤美樹 ㊟

(注) 監査役石原民樹、監査役友常信之及び監査役佐藤美樹は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を充実させていくことを心掛けるとともに、収益の確保に不可欠な設備投資、研究開発等に必要な内部資金の留保を念頭に、今後の事業展開、その他諸般の事情を総合的に勘案して成果の配分を実施することを基本方針としております。

第142期の期末配当につきましては、当期業績ならびに未だ不透明な事業環境等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金1円50銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は606,258,812円となります。

これにより中間配当を含めました当期の年間配当金は、前期に比べ2円減配の1株につき4円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

平成21年1月5日に「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。）が施行され、上場会社の株式は株式振替制度に一斉に移行（株券の電子化）されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであります。また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第7条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第6条 （条文省略）	第1条～第6条 （現行どおり）
<u>（株券の発行）</u>	
<u>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u>	（削 除）
（自己の株式の取得）	（自己の株式の取得）
第8条 （条文省略）	第7条 （現行どおり）
（単元株式数及び単元未満株券の不発行）	（単元株式数）
第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。	第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。
<u>2 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u>	（削 除）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当会社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>第13条～第41条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当会社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>第12条～第40条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで効力を有し、翌日をもって前条及び本条を削除するものとする。</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員9名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて取締役7名の選任（うち5名は再任候補者）をお願いするものがあります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
1	相馬信義 (昭和20年1月16日生)	昭和42年4月 当社入社 平成11年6月 当社執行役員 平成13年6月 当社上級執行役員 平成16年6月 当社常務執行役員 平成18年6月 当社常務取締役 古河ケミカルズ株式会社代表取締役社長 平成19年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	127,000株
2	塩飽博以 (昭和23年5月27日生)	昭和46年4月 当社入社 平成12年4月 当社経理部長 平成15年6月 当社取締役 上級執行役員 経理部長 平成19年6月 当社常務取締役 常務執行役員 現在に至る	104,000株
3	古河潤之助 (昭和10年12月5日生)	昭和34年4月 古河電気工業株式会社入社 昭和60年6月 同社取締役 平成元年6月 同社常務取締役 平成3年6月 同社専務取締役 平成6年6月 同社取締役副社長 平成7年6月 当社取締役 古河電気工業株式会社代表取締役社長 平成15年6月 当社取締役 古河電気工業株式会社代表取締役会長 平成16年6月 当社取締役 古河電気工業株式会社取締役相談役 平成19年6月 当社取締役 古河電気工業株式会社相談役 現在に至る (他の法人等の代表状況) 古河林業株式会社 代表取締役会長	40,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の 株式の数
4	座 間 学 (昭和25年10月25日生)	昭和48年4月 当社入社 平成13年6月 当社企画推進室長 財務部長 平成16年6月 当社財務部長 平成17年6月 当社執行役員 財務部長 平成18年6月 当社取締役 上級執行役員 財務 部長 平成20年10月 当社取締役 上級執行役員 現在に至る	63,030株
5	江 本 善 仁 (昭和26年3月3日生)	昭和48年4月 当社入社 平成14年4月 当社金属本部原料部長 平成16年3月 古河メタルリソース株式会社常務 取締役 平成17年12月 同社代表取締役社長 平成18年4月 当社執行役員 古河メタルリソー ス株式会社代表取締役社長 平成19年6月 当社取締役 上級執行役員 古河 メタルリソース株式会社代表取締 役社長 現在に至る (他の法人等の代表状況) 古河メタルリソース株式会社 代表取締役社長	39,000株
6	中 村 晋 (昭和22年4月21日生)	昭和45年4月 株式会社ユニック入社 昭和62年10月 当社入社 平成13年6月 古河ユニック株式会社代表取締役 社長 平成16年6月 当社執行役員 古河ユニック株式 会社代表取締役社長 平成19年6月 当社上級執行役員 古河ユニック 株式会社代表取締役社長 現在に至る (他の法人等の代表状況) 古河ユニック株式会社 代表取締役社長	49,754株
7	松 本 敏 雄 (昭和25年2月3日生)	昭和47年4月 当社入社 平成14年7月 当社システム部長 平成15年7月 当社資材部長 システム部長 平成17年6月 当社執行役員 資材部長 システ ム部長 平成19年6月 当社執行役員 システム部長 現在に至る	23,787株

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中村晋氏および松本敏雄氏が所有する当社の株式の数には、茜会（当社従業員持株会）名義の株式の数を含めて記載しております。
3. 古河潤之助氏は、社外取締役候補者であります。
4. 古河潤之助氏を社外取締役候補者とした理由は次のとおりであります。
古河潤之助氏は、経営者として長く企業経営に携わっており、人格、識見とも高く、その豊富な知識と多くの経験により、当社の経営に対して、社外の客観的視点に立った大所高所から、意見、アドバイスをいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 古河潤之助氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって14年となります。
6. 古河潤之助氏が社外取締役に在任中の平成20年4月に、当社は「東京都下水道局発注の下水道ポンプ設備工事」について、独占禁止法第3条違反の行為があったとする公正取引委員会の審決を受けました。同氏は、事件発生まで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会において、長年の企業経営に関する経験に基づく助言、提言を行い、法令遵守にも注意喚起しておりました。また、発生後においても、従前どおり経営判断の妥当性・適法性を確保するために尽力いたしました。
7. 古河潤之助氏が取締役に就任しておりました古河電気工業株式会社は、平成17年10月に同社の一部において労働基準法に違反する事実（不適切な時間外労働管理による賃金未払）があることが判明しました。同社は直ちに再発防止策を講ずるとともに、実態調査を実施して未払賃金の精算を行い、これらの事実を公表しました。他業界での事例を契機として、同社グループ内でJIS規格に義務付けられた性能試験の実施状況について総点検を行った結果、平成20年8月に、同社大阪事業所の銅・銅合板の板・管製品の一部について、JIS規格と異なった試験で品質に関わる性能値を算出していることが判明し、JISマーク認証の取消の処分を受けました（平成21年4月認証を再取得）。また、架橋高発泡ポリエチレンシートに関し、平成19年2月までの間に独占禁止法に違反する行為があったとして、公正取引委員会より、平成21年3月に排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。同社はこれらの事実を受け再発防止策を講ずるとともに、法令遵守体制の更なる強化に努めております。
- 同氏が社外監査役に就任しております横浜ゴム株式会社は、平成16年12月に「防衛庁向け航空機用タイヤおよび一般タイヤ・チューブの入札」の件に関し、公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除勧告を受けました。また、平成18年の同社社内調査によりマリンホース販売をめぐるカルテルへの関与が明らかとなったことから、公正取引委員会に調査結果を報告するとともに、課徴金減免制度の適用申請を行いました。同氏は、いずれも事件発生まで当該事実を認識しておりませんでした。事件発生後はコンプライアンス委員会の活動を監査役会でチェックするなど再発防止に向けて、法令遵守の必要性の意見表明を行っております。
- 同氏が社外監査役に就任しております朝日生命保険相互会社は、平成13年度から17年度の5年間に支払った保険金および給付金についての再点検により、保険金等の支払漏れ等の事実が判明し、平成20年7月に金融庁より、保険業法第132条第1項の規定に基づき、保険金等の支払管理態勢について業務改善命令を受けました。同氏は、当該事実に関与しておりませんでした。事実判明後には、再発防止に関する発言を行うなどその職責を果たしております。

8. 古河潤之助氏の社外取締役としての独立性につきましては、次のとおりであります。
- ① 古河潤之助氏は、過去5年間に当社の特定関係事業者（会社法施行規則第2条第3項第19号の規定によります。以下同じ。）である古河電気工業株式会社の業務執行者となったことがあります。
 - ② 古河潤之助氏は、当社または当社の特定関係事業者から、多額の金銭その他の財産（取締役、監査役その他これらに類する者としての報酬等を除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
9. 当社は、社外取締役との間に、会社法第427条第1項の規定により損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者古河潤之助氏とは、当該責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約の効力は継続されます。その内容の概要は次のとおりであります。

社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合、その限度額は、500万円または会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額とする。この責任限定が認められるのは、原因となった職務の遂行について善意かつ重過失がないときに限る。

以 上

会場ご案内図

〒100-8370 東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
当社会議室（丸の内仲通りビル3階）
電話（03）3212-6561

